

広島県訓令第10号

本 庁
地 方
機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第二条（略） 一―十一（略） 十二 電子契約システム 広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）第二条第二項に規定する電磁的記録の作成に関する事務の処理を行うシステムであつて、必要に応じて電子署名を付与することができるもの（建設工事及び建設コンサルタント等業務に係るものに限る。）をいう。	（定義） 第二条（略） 一―十一（略）
（文書等の收受及び交付） 第十条 本庁等に到着した文書等は、文書取扱課において收受し、当該文書等の封筒に別記様式第十号による文書收受印を押印の上、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により交付しなければならない。ただし、ファクシミリ、電子メール、電子文書交換システム、電子申請システム又は電子契約システム（以下「ファクシミリ等」という。）により受信された文書等の收受及び交付については受信の方法に応じそれぞれ別に定めるところによる。	（文書等の收受及び交付） 第十条 本庁等に到着した文書等は、文書取扱課において收受し、当該文書等の封筒に別記様式第十号による文書收受印を押印の上、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により交付しなければならない。ただし、ファクシミリ装置（以下「ファクシミリ」という。）及び電子通信システム（以下「電子メール」という。）により受信された文書等の收受及び交付については広島県電子文書取扱要領の、電子文書交換システム又は電子申請システムにより受信された文書等の收受及び交付についてはそれぞれ広島県電子文書交換システム取扱要領又は広島県電子申請システム取扱要領の定めるところによる。
一・二（略） 2―4（略）	一・二（略） 2―4（略）
（休日及び勤務時間外に到着した文書等の收受及び交付） 第十一条 休日及び勤務時間外に到着した文書等（ファクシミリ等により受信された文書等を除く。次条において同じ。）の收受及び交付については、本庁にあつては総務課長の定めるところにより、地方機関にあつては広島県地方機関当直規程（平成十六年広島県訓令第7号）又は当該地方機関の長の定めるところにより、	（休日及び勤務時間外に到着した文書等の收受及び交付） 第十一条 休日及び勤務時間外に到着した文書等（ファクシミリ、電子メール、電子文書交換システム又は電子申請システム（第三十四条において「ファクシミリ等」という。）により受信された文書等を除く。次条において同じ。）の收受及び交付については、本庁にあつては総務課長の定めるところにより、

ころによる。

(公印の押印)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 契約書、登記文書その他と替えを禁ずる文書には、そのとじ目に契印しなければならない。ただし、当該文書が電子文書により作成された場合は、この限りでない。

第三十一条の二 (略)

(電子契約システムによる電子署名)

第三十一条の三 電子契約システムにより文書等を施行する場合で、当該文書等の内容が第三十一条第一項の公印を押印すべきものに該当するときは、公印の押印に代えて電子契約システムによる電子署名を付与するものとする。

2 前項の規定により電子署名を付与するときは、当該文書等を総務局総務課又は次の各号に掲げる地方機関の課の文書事務取扱主任(文書事務取扱主任が定める者を含む。次項において同じ。)に提示し、審査を受けなければならない。

一 総務事務所総務課又は総務第二課
二 西部総務事務所呉支所又は同東広島支所の総務課

三 西部建設事務所、同安芸太田支所又は東部建設事務所三原支所の建設総務課

四 広島港湾振興事務所総務課

3 文書事務取扱主任は、前項の審査において適正と認めたときは、電子署名の付与に必要な措置を行い、電子署名の付与を実施しようとする者は、その実施に必要な措置を行うこととする。

(ファクシミリ等による施行)

第三十四条 決裁文書をファクシミリ等で施行するときは、受信の方法に応じそれぞれ別に定めるところによるものとする。

第四十七条 (略)

(電子契約システムの利用による文書等の事務処理の取扱い)

第四十八条 電子契約システムによる文書等の收受、施行等に関する事務の処理については、この規程によるほか、広島県電子契約実施要領(建設工事等)その他の関係規程に定めるところによる。

地方機関にあつては広島県地方機関当直規程(平成十六年広島県訓令第七号)又は当該地方機関の長の定めるところによる。

(公印の押印)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 契約書、登記文書その他と替えを禁ずる文書には、そのとじ目に契印しなければならない。

第三十一条の二 (略)

(ファクシミリ等による施行)

第三十四条 決裁文書をファクシミリ等で施行するときは、それぞれ広島県電子文書等取扱要領、広島県電子文書交換システム取扱要領又は広島県電子申請システム取扱要領の定めるところによるものとする。

第四十七条 (略)

第四十九条・第五十条（略）

第四十八条・第四十九条（略）

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。